

建設コンサルタント業務（地質調査業務）における最低制限価格の改正について

飯田市総務部財政課

地質調査業務の最低制限価格について、国と比較して一部低い状況にあることから、最低制限価格の引き上げを行います。

○現行と改正後の新旧の比較

地質調査業務の諸経費について45%から48%に引き上げます。

区分	1	2	3	4	設定範囲
変更前	直接調査費の額	間接調査費に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額	諸経費に10分の4.5を乗じて得た額	90%～70%
変更後	直接調査費の額	間接調査費に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額	諸経費に10分の4.8を乗じて得た額	90%～70%

3 適用日

令和6年4月1日以降の入札公告又は通知を行う業務から適用します。

財政課契約係
電話 0265-22-4511
内線 2134・2135
担当 上柳・岡村